

入 札 説 明 書

宮崎県（以下、県という。）が行うカラー複合機による複写サービスに係る一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記 14 に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 7 年 1 0 月 2 3 日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 カラー複合機の複写サービス 2 台
- (2) 納入期限 令和 8 年 1 月 3 1 日
- (3) 契約期間 令和 8 年 2 月 1 日から令和 1 3 年 1 月 3 1 日まで（60 ヶ月）
- (4) 納入場所 宮崎県日向土木事務所（日向市中町 2 番 1 4 号）

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下（「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 2 の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合。

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合。

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、主な営業種目（役務）が事務機器（R-02）であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定ができると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

カ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

キ 宮崎県内に本社又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式 1）に必要書類を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (3) 上記(2)の書類の提出場所、提出期限、提出方法、事前審査及び結果の通知について

ア 提出場所

宮崎県日向土木事務所 総務担当

日向市中町 2 番 1 4 号

郵便番号 883-0046

電話番号 0982-52-4171

イ 提出期限

令和 7 年 1 1 月 7 日（金）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

ウ 提出方法

持参又は送付（送付にあつては、簡易書留に限る。）

エ 事前審査の実施

入札者が、入札参加資格を満たしているか事前に審査する。

県が必要と認めた場合には、入札者に対して個別に聞き取りを行ったうえ、提出書類の修正を求める場合がある。

オ 事前審査結果の通知

事前審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、又は修正結果が審査基準に満たなかった場合には、入札参加資格を認めない。

この通知は審査終了後、入札日までの間に通知する。

5 契約事項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県日向土木事務所 総務担当
日向市中町2番14号
郵便番号 883-0046
電話番号 0982-52-4171
- (2) 期間 令和7年10月23日（木）から令和7年11月25日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県日向土木事務所 総務担当
日向市中町2番14号
郵便番号 883-0046
電話番号 0982-52-4171
- (2) 期間 令和7年10月23日（木）から令和7年11月7日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 入札に関する質問

- (1) 質問
本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。
ア 提出期限 令和7年11月7日（金） 午後5時まで
イ 提出先 宮崎県日向土木事務所 総務担当
ウ 提出方法 電子メールで提出すること。
宮崎県日向土木事務所代表
E-Mail アドレス：hyuga-doboku@pref.miyazaki.lg.jp
- (2) 回答
質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 個別に電子メールで通知するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、全員へ電子メールで通知する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

9 入札と開札

(1) 入札と開札の場所及び日時

ア 場所 宮崎県日向総合庁舎 第1・第2会議室

イ 日時 令和7年11月25日(火) 午前11時00分

(2) 入札に参加する者は、入札書(別紙様式2)を持参し提出しなければならない。

電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(3) 代理人が入札を行う場合は、委任状(別紙様式3)を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。

(4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載しなければならない。

(5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。

ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。

(7) 開札には入札者又はその代理人が立ち合わなければならない。

10 再度入札

(1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。

(2) 入札回数は、2回を限度とする。

(3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。

(4) 再度の入札を辞退する場合には、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去 2 箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（過去 2 箇年度の実績に関しては、本件入札の落札者に提出を求める。）

12 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。

なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

14 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県日向土木事務所 総務担当

日向市中町 2 番 1 4 号

郵便番号 883-0046

電話番号 0982-52-4171

15 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨